

会議記録			
会議の名称	環境厚生常任委員会		会議場所 第1委員会室
			担当職員 八木
日時	平成25年3月28日(木曜日)		開議 午前 10時25分 閉議 午前 11時20分
出席委員	明田 酒井 苗村 竹田 藤本 真継 立花 西口		
事務局	八木		
傍聴者	市民 -名	報道関係者 -名	議員 -名( )

## 会議の概要

### 1 委員長報告の確認

明田委員長 報告案朗読

<明田委員長>

意見はあるか。

<苗村委員>

P4、「小学校修了前まで実施」を「小学校修了前まで実施」に。

P2、委員長報告では事実のみを報告するべきであり、「行うなど、極めて難しい判断を」を削る。

<明田委員長>

国保会計に一般会計からルール外の繰り入れを行うことは、「極めて難しい判断」が為された結果ではないか。

<苗村委員>

ルール外の繰り入れを行っている自治体は多くある。「繰り入れを行っている」という事実のみを報告すべき。

<竹田委員>

原案のとおりとされたい。

<真継委員>

ルール外に繰り入れについては様々な議論があったはず。ルール外の繰り入れが当然であるとの誤解を招かないためにも原案のとおりとされたい。

<西口委員>

原案のとおりとされたい。

<立花委員>

P2、L1からL14までは、本委員会で共通認識されていない。月例会等で執行部の考えを聞くことも含め、委員会で確認された内容を委員長報告とすべきである。

委員長報告の原案には誤りがある。L10「この課題は本市独自で解決できる性質のものではなく」部分について、国保の保険者は市であり、国保法の規定はあるが、本市独自の制度を創設することは可能である。従ってルール外の繰り入れや独自制度は府下のほとんどの自治体で為されている。このような断定的な表現は将来に大きな影響を及ぼす可能性がある。

P2、L1からL14は削除するとともに、今後委員長報告は委員会で共通認識

された内容で整理されたい。両論併記の部分もあるが、原案の表現は誤りであると認識している。自由討議でなされた議案に対する直接的な指摘ではない。

<明田委員長>

どの部分を指摘しているのか。

<立花委員>

P 2、L 1 から L 1 4 を削除されたい。

<明田委員>

国保の保険者は市であるが、国の制度の枠内で運用されており、また、社会保障と税の一体改革等の状況を鑑みると、全てが不正確な表現とは思えないが。

苗村委員の意見 については、変更せず原案のとおりとする。

<全員了>

<眞継委員>

立花委員の意見について、ルール外の繰り入れについて、委員会内で賛否両方の意見があったことは事実なので残してはどうか。L 9 以下は委員会での議論を超えていている部分がある。

<立花委員>

眞継委員の意見のとおりとされたい。

<西口委員>

L 8 までは委員会で議論された事実であり、原案のとおりとされたい。L 9 から L 1 0 は原案のとおりとすることが確認された。L 1 0 後段以降を整理されたい。

<酒井副委員長>

「この課題は本市独自で解決できる性質のものではなく」部分で議論が分かれ、共通認識できないところである。立花委員は、保険者である市が解決できるとする意見である。

「この課題は本市独自で解決できる性質のものではなく、現在の国民健康保険制度自体に綻びが生じてきている表れと思われます。」を削除すれば、文章全体が無理なく整理できる。

<西口委員>

「この課題は本市独自で解決できる性質のものではなく」部分のみを削除してはどうか。立花委員の指摘する部分の整理が必要と思う。立花委員の指摘する部分はどこか。

<明田委員長>

立花委員の指摘する部分はどこか。

<立花委員>

苗村委員指摘の「本市ではこの難題を前に、ここ数年、一般会計からのルール外の繰り入れを行うなど、極めて難しい判断を行っています。」の部分はどのように修正されたのか。

<明田委員長>

まだ修正は決定していない。

<立花委員>

苗村委員の意見はまだ結論されていない。まずは苗村委員の意見に対する結論をすべきである。

<酒井副委員長>

さきほど委員長が苗村委員の意見に対して、修正せず原案のとおりとすることを確認し、そのように決定された。

今の議論は、「この課題は本市独自で解決できる性質のものではなく、現在の国民健康保険制度自体に綻びが生じてきている表れと思われます。」のうち、「この課題は本市独自で解決できる性質のものではなく、」の部分のみを削除するか、全てを削除するかで意見が分かれている。文章全体の繋がりを考えると全てを削除した方が望ましいと思えるが。

<明田委員長>

立花委員の意見は。

<立花委員>

「本市ではこの難題を前に、ここ数年、一般会計からのルール外の繰り入れを行うなど、極めて難しい判断を行っています。」の部分は原案のままと決定されたのか。

<明田委員長>

そうである。

<立花委員>

「本市ではこの難題を前に、ここ数年、一般会計からのルール外の繰り入れを行っています。極めて難しい判断を行っています。」とした方がわかりやすいとする苗村委員の意見ではなかったか。

<明田委員長>

苗村委員の意見はそのような内容ではなかった。

<苗村委員>

自分の意見は「本市ではこの難題を前に、ここ数年、一般会計からのルール外の繰り入れを行うなど、極めて難しい判断を行っています。」を「本市ではこの難題を前に、ここ数年、一般会計からのルール外の繰り入れを行っています。」とするものであった。この意見については、修正せずに原案のままとすることが委員会で決定された。

今の議論は、「この課題は本市独自で解決できる性質のものではなく、」を削除するところについてなされているのか。

<西口委員>

立花委員はその部分を指摘している。

<眞継委員>

「この課題は本市独自で解決できる性質のものではなく、」を「この状況は、」に修正してはどうか。

<立花委員>

全体で説明されたい。

<眞継委員>

P 2、L 9以下を、「本市ではこの難題を前に、ここ数年、一般会計からのルール外の繰り入れを行うなど、極めて難しい判断を行っています。この状況は、現在の国民健康保険制度自体に綻びが生じてきている現れと思われます。国保は日本が世界に誇る医療保険制度の最後の砦です。制度が安定して運営され、国民全体が安心して暮らせることが最も重要なことです。」としてはどうか。

<明田委員長>

整理できたと考えるが意見はあるか。

<立花委員>

本市ではルール外の繰り入れを行ったのは2年間のみである。「本市独自で解決できる性質のものではなく」の表現には様々な意味が含まれるので、眞継委員の

意見に賛成である。

<明田委員長>

本市でもルール外の繰り入れを行う前までに基金の取り崩し等の困難な運営が行われていることも事実である。

眞継委員の意見のとおり修正する。

<全員了>

## 2 議会だより原稿について

<明田委員長>

意見はあるか。

<西口委員>

どちらか一方を掲載するのか。

<明田委員長>

両項目ともに掲載する。

<立花委員>

原案のままでも構わないとは思うが。

国保の記事の見出し部分、「特定世帯への国保料軽減措置の延長など」について、「国保料軽減措置（特定世帯）の延長など」とした方が分かりやすい。

<苗村委員>

原案のままでも構わないと思うが。

国保の記事の本分上段について、「保険料」の表現は後期高齢者医療制度のものと誤解される恐れがある。「国保料」とされたい。

また、特定世帯の注釈中「他の世帯員」との表現が分かりにくい。「世帯主以外」等、分かりやすい表現を検討されたい。

<立花委員>

「国保保険料」とした方がわかりやすい。

「世帯員」のみでもわかるのではないか。

<明田委員長>

「国保保険料」とする。

<酒井副委員長>

「国保料」とされたい。

「世帯員」とされたい。

<明田委員長>

「国保保険料」とした方が分かりやすい。

<酒井副委員長>

見出し部分でも「国保料」と表現している。

<立花委員>

市民が分かりやすく表現すべき。「国保料」で。

<明田委員長>

「国保料」とする。

「世帯員」とする。

<全員了>

<明田委員長>

立花委員意見の、国保の記事の見出し部分を「国保料軽減措置（特定世帯）の延

長など」と修正することについて意見は。

<竹田委員>

立花委員意見のとおりとされたい。

議会だよりの主旨は議会内での議論を伝えることでありその視点で判断すべき。

<酒井副委員長>

立花委員意見のとおりとされたい。

<明田委員長>

「国保料軽減措置（特定世帯）の延長など」とする。

<全員了>

<西口委員>

こども医療費について、予算特別委員会でも同様の疑義が呈された。中学校「修了」との表現を確認されたい。「卒業」と表記された資料もある。また「修了前」との表現は正確なのか。

<事務局>

議案の提案理由説明のとおりである。

<明田委員長>

指摘の内容は。

<西口委員>

予算特別委員会では提案どおりの表現とすることで整理された。本件も同様に提案どおりの表現とすることとし、後ほど確認されたい。

<立花委員>

こども医療費は支給対象を年齢で区切らない。病気等で卒業が遅れた場合も制度の対象にできるよう「修了まで」と規定している。他市の事例がある。

<明田委員長>

「修了」と「卒業」は同じ意味ではないのか。

<酒井副委員長>

確認して必要あれば対応することとされたい。

<明田委員長>

事務局において確認、対応を願う。

<全員了>

### 3 その他

行政視察について

<明田委員長>

行政視察について事務局から説明させる。

<事務局>

議会全体の日程から、本委員会は5月20日（月）から5月23日（木）の4日間で調整することを決定いただきたい。また、内容については、前回決定いただいた、竹田委員提案の介護福祉関係、藤本委員提案のがん検診等、立花委員提案の病院関係とし、具体的な内容の提案をいただいているもの以外は、正副委員長に一任いただき調整を願いたい。

<明田委員長>

事務局説明のとおり決定する。

<立花委員>

病院事業を提案したが他のテーマでも構わない。

本市では来年度プラスチックごみの分別が開始される。ごみ減量化の取り組み、効果を視察したい。病院事業での調整が難しければ変更されたい。

<酒井副委員長>

病院事業が調整できなければ他のテーマに変更することを了解されたと理解した。

<西口委員>

日程及び相手市の調整も難しいであろう。正副委員長で調整されたい。

<明田委員長>

正副委員長において調整する。

<全員了>

4月月例開催について

<明田委員長>

4月24日(月)午後1時30分からと決定している。内容は視察の事前学習等との意見もあった。

<酒井副委員長>

テーマは視察の事前学習とすることは合意されていると考える。

別日でも構ないので、大規模スポーツ施設に関わり環境保護団体の意見を聞いてはどうか。

<立花委員>

次回は視察の事前学習を優先されたい。5月以降の月例会の内容として提案されればいいのでは。

<酒井副委員長>

相手方との調整にもよるが、月1回に拘らず開催回数を増やしてはどうか。

<西口委員>

4月は日程調整が難しい。

<立花委員>

4月は日程調整が難しい。

<竹田委員>

副委員長の提案は順を追って検討されるべきものであろう。

<酒井副委員長>

保護団体からの意見聴取として提案した。委員会で今後検討したい。

<明田委員長>

今後検討する。

<全員了>

散会 ~ 11 : 20